



昭和48年10月  
臨時号  
<都市計画特集>

## 新しい都市計画法による用途地域(案)まとまる

### 西郷村は二地域の用途地域に

#### ◆住みよい街づくりをめざす

新都市計画法に基づいて、新しく三つの規制がなされることになります。

その第一は市街化区域、市街化調整区域の線引といわれる規制であります。第二は用途地域を指定した規制で、第三は道路計画にもとづいた規制であります。

都市計画法の改正と併せて、從来までの建築基準法が改正され、用途地域の指定については、これまでの四地域(住居、商業、準工業、工業)二地区(住居専用、工業専用)から、さらに住環境の保護強化と、地域の純化を図るため、新しい用途地域は、八地域にわけられるようになりました。

その原案が、まとまりましたので、自分の住んでいるところは、どんな用途地域になっているかをよく理解して、住みよい町づくりに、ご協力ください。

#### ◆用途地域とは

人口や産業が集中し、さまざまな活動が行われている都市では、放つておらず、いろいろの用途や形態の建物が無秩序に混在し、そ

の結果、騒音、悪臭、日照妨害などにより生活環境が悪化するばかりでなく、生産、交通、レクリエーションなどの都市の機能が混乱し、住みにくく不便な街になってしまいます。

そこで、このようなことが起こらないよう、建物を建てる場合に、お互いに守るべき最低限のルールを決めたものが用途地域の都

市計画です。

#### ◆新しい用途地域のねらい

##### 1. 地域の純化を図る

地域をそれぞれの用途にあわせて八種類にわけ、住環境の保護の強化を主眼として用途の純化が図られることになりました。

##### 2. 容積率の限度を定める

市街地では建て物の容積率が大きすぎると、道路などの交通施設や、その他の公共施設がたりなくなり交通渋滞、駐車難などを引き起こし、また必要な日照、採光、通風、開放感などが保たれなくな

り、不健全な街になってしまったため、これまで一律にきめていた高さの制限は第一種住居専用地域を除いてなくなり、新たに容積率が

図1

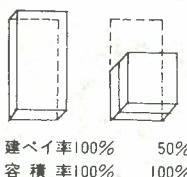
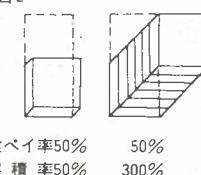


図2



#### 用途地域の内容

##### 一、第一種住居専用地域

主として住居の環境を保護するための地域です。この地域の中

で、六〇%まで建てられることになります。ただし、第一種住居専用地域で特に良い住環境を保つ必要がある場合は地区の性格に応じて

適切なものが定められます。

##### 三、住居地域(区域は別紙図面参照)

低層住宅地として良好な環境を保護するための地域です。この地域の中では、工業や風俗営業施設など良好な住環境をそこなら建物は建てられませんが、とくに

小規模な工場や、バチンコ屋、ボーリング場、ホテル、旅館などの建物は建てられます。したがつ

注一、容積率は、建て物の各階の床面積の合計の敷地面積に対する割り合い(普通ペーセントで表わす)のことといいます。たとえば、平屋で敷地一ぱいに建てるのと、敷地の半分を使って二階建てを建てるのとでは、容積率は同じ一〇〇%です。(図1)

注二、建ぺい率は、建て物の建築面積(通常の場合、いわゆる建て坪と同じです)の敷地面積に対する割り合い(普通ペーセントで表わす)のことといいます。これと斜線制限の限度内で高層の建て物も建てることが出来るようになります。

なお容積率については用途地域と斜線制限の限度内で高層の建て物も建てることが出来るようになります。

ここで、このようなことが起こらないよう、建物を建てる場合に、お互いに守るべき最低限のルールを決めたものが用途地域の都

市計画です。

道路による容積率の制限があり敷地の接する主要な道路の幅が十二メートルを未満の場合には、その道路の幅のメートル数に十分の六をかけた数の容積率(例えば六メートル道路では三六〇%)までしか建てられません。

一般に建ぺい率の制限が緩和され、商業地域と近隣商業地域では敷地の八〇%まで、それ以外の用途地域では敷地面積から三〇平方メートルを引かないで敷地面積の六〇%まで建てられることになります。ただし、第一種住居専用地域で特に良い住環境を保つ必要がある場合は地区の性格に応じて

建物は建てられませんが、店舗、事務所、病院などは建てられています。また、高さの最高限度は定められませんが、北側の隣地の日影などが著しくそこなわれることのないよう北側斜線制限があります。

##### 二、第二種住居専用地域

# 白河都市計画(西郷村)区域図案

凡 例

No.1	住居地域
No.2	工業地域
No.3	工業専用地域
No.4	No.5 工業地域

No.1

No.3

No.4

No.2



て住居地域は、これらの用途の建物の混在を認めながら、主として住居の環境を保護する必要のある地区について定められます。

北側斜線制限はありませんが、建ぺい率や容積率の限度は第二種住居専用地域と同じです。

#### 四、近隣商業地域

銀行、事務所、百貨店、専門店、問屋、劇場、映画館、料理店などの各種の商業業務施設など、商業業務の利便を増すための地域です。この地域の中では、とくに商業地としての環境をそこなうようになり工場などの建築が制限されるだけで、その他の用途の建物はほとんどなんでも建てられます。

六、準工業地域

おそれのない工業の便利を増すための地域です。この地域の中ではなく、工場や危険物を扱う工場を除いてはほとんどの用途の建て物が建てられます。



くわしいことについては企画課  
発課（電話五一一一）へお問  
い合せください。

八、工業專用地域

られます。が、学校、病院、ホテルなどは建てられません。

工場以外の建て物については、

主として工業の利便を増すための地域です。この地域の中では、準工業地域では建てられないような工場も建てられます。

## 七、工業地域（区域は別紙図面参照）

## 用途地域内の建物の用途制限